

公 示 日：2026年5月13日（水）

調達管理番号：26a00049

国 名：エチオピア国

担 当 部 署：地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第二チーム

調 達 件 名：エチオピア国多主体協働による根拠に基づく持続可能な土地管理  
（SLM）普及プロジェクト（業務調整／SLM 普及支援）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：業務調整/SLM 普及支援
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：アディスアババ市、ハワサ市、オロミア州

※ 主要業務はシダマ州ハワサ市にあるシダマ州農業局で行う。ただし安全管理上、アディスアババにも拠点を設け、出張ベースでシダマ州で業務を行い、週末はアディスアババに戻ってくる対応を想定する。オロミア州は安全対策措置上、JICA関係者の渡航が可能な場合のみ渡航を想定する。

- （5）全体期間：2026年7月上旬から2028年9月中旬
- （6）業務量の目途：24人月

## 2. 業務の背景

エチオピアでは、人口増加に伴う農地の細分化、森林伐採、過放牧等により土地劣化が広範に進行し、農業生産性や生計に影響を及ぼしている。政府は2008年以降、持続可能な土地管理（SLM）に係る取組を進めてきたが、定量的な効果検証や農民による自発的取組の促進等に課題が残されている。SATREPS「砂漠化対処に向けた次世代型「持続可能な土地管理（SLM）」フレームワークの開発」の実施により、科学的根拠に基づくSLM技術・アプローチの開発・実証が進展した一方、それらを持続的に普及展開していくための、行政と現地研究機関の協働

を含む体制強化が喫緊の課題となっている。本事業は、ハワサ湖流域において、政府と研究機関の協働により SLM に係る知識共創能力を強化し、科学的根拠に基づく SLM を推進する効果的かつ拡張可能な協働モデルの確立を図り、もって同モデルを通じたエチオピア国内での SLM 拡大・展開に寄与することを目的とする。本プロジェクトは、実施機関である連邦農業省及びシダマ州農業局に加え、協力機関としてオロミア州農業局、シダマ州畜産局、ハワサ大学、シダマ州農業研究所との協働により実施される。加えて、その他、ハワサ湖流域に係るリフトバレー流域管理事務所、県、郡農業事務所、ハワサ市、民間セクター、他ドナー、コミュニティを含め、多様な関係機関・関係者の協働により実施される。プロジェクト目標の達成には、これら関係機関間の継続的な連絡・調整、役割分担の整理、制度・運営上の課題への対応及び必要な働きかけが不可欠であり、高度な調整を要する案件である。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

### 3. 期待される成果

本専門家は、発注者が別途契約締結予定であるチーフアドバイザーを含むその他専門家と協働し、プロジェクトの円滑な実施及び成果の発現に貢献する。なお、本プロジェクトにおいて現地に長期配置される日本側専門家は本専門家のみであり、平時よりチーフアドバイザーの運営管理を補佐するとともに、チーフアドバイザー及びその他専門家の現地不在時には、日本側代表として相手国関係機関との協議・調整、進捗確認、課題整理及び対応促進を担う。本専門家に期待される成果は以下のとおり。

#### 【業務調整】

- ① 日本側投入に関する、契約・経理事務、公金管理、物品管理及び調達手続きが関連規定に則り、効率的に行われる。
- ② チーフアドバイザーを中心とするプロジェクト関係者間の意思疎通、活動の進捗・成果に係る情報共有及び必要な調整が円滑に行われる。また、チーフアドバイザー及びその他専門家の現地不在時においても、相手国関係機関との協議・調整、進捗確認、課題整理及び対応促進が適切に行われる。
- ③ プロジェクト全般に係る広報活動により、プロジェクト活動や成果が広く認知されるとともに、関係機関、他ドナー、民間セクター等との情報共有及び連携促進が図られる。

#### 【SLM 普及支援】

- ① エチオピアにおける根拠に基づく SLM 普及の行政、研究機関等の協働体制が強化される。

### 4. 業務の内容

#### 【業務調整業務】

##### ① 実施方針・計画の取りまとめ<sup>1</sup>

チーフアドバイザーの指示の下、関係機関等と協議し、プロジェクト実施方針の整理、協力計画（実施計画、年間計画等）の取りまとめを補佐するとともに、チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐する。

##### ② 体制構築・会合運営・実施環境の把握<sup>2</sup>

JCC やタスクフォース等の制度的枠組みの設置・運営を補佐するとともに、関係機関間の協力協定の締結・運用、役割分担の整理及び必要な見直しを支援する。これらを通じて、相手国機関の実施計画、投入状況、制度・予算・体制等の実施環境を把握し、案件実施上の課題の整理及び解決促進を行う。あわせて、会合運営、関係機関間の情報共有及び課題対応が、段階的にエチオピア側関係機関により主体的かつ継続的に担われるよう、運営方法の整理及び実施体制の強化を支援する。

##### ③ 進捗管理・モニタリング・報告

年間計画（専門家派遣、研修員受入、機材供与、在外事業強化費執行、ローカルコスト負担事業等）の進捗状況を管理し、課題の把握・分析、対応策の検討、各種報告書の作成・取りまとめを補佐する。

##### ④ 関係者間の連絡・調整<sup>3</sup>

相手国関係機関（連邦農業省、シダマ州農業局、オロミア州農業局、シダマ州畜産局、ハワサ大学、シダマ州農業研究所、ハワサ市等）、JICA 事務所、日本人専門家間の連絡・調整役として、関係者間の円滑な情報共有及び活動の効率化を図る。なお、本プロジェクトは、連邦・州・研究機関・大学・自治体等の複数機関の協働を前提としており、プロジェクト目標の達成には、これら関係機関への継続的な働きかけ及び調整が不可欠である。本専門家は、

---

<sup>1</sup> 提案に当たっては、関係者との円滑な情報共有・連絡調整・協働をどのように進めるか、チーフアドバイザー及びその他専門家の現地不在時や安全対策上の移動制約がある場合にどのように対応するか、またその過程を通じてエチオピア側関係機関による主体的かつ継続的な運営につなげていくかについて、具体的な考え方を示すこと。

<sup>2</sup> 1と同じ。

<sup>3</sup> 1と同じ。

当面、関係機関間の調整及び課題整理を円滑化する役割を担うが、その過程を通じて、会合運営、情報共有及び課題対応がエチオピア側関係機関により主体的かつ継続的に実施される体制づくりを支援する。チーフアドバイザー及びその他専門家が現地不在時には、当該専門家と密にコミュニケーションをとりつつ、日本側代表として相手国関係機関との協議・調整、進捗確認、課題整理及び対応促進を行う。

⑤ **事業実施上の課題対応・解決促進**

プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合には、関係機関及びチーフアドバイザーと連携し、その解決に向けた調整・対応を行う。特に、機材通関、関係機関配置、相手国予算等の年次計画の進行阻害要因について継続的に留意し、必要に応じて相手国関係機関、JICA 事務所等と協議の上、打開策の検討及び解決促進を行う。

⑥ **公金管理・物品管理・事務会計庶務**

日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、関連規程に基づき計画的かつ適正な執行を行う。

⑦ **その他**

上記各号に掲げる業務のほか、プロジェクトの円滑な実施に必要となる横断的・補完的支援、関係者との調整、必要情報の収集・整理、活動実施上必要な関連業務について、状況に応じて柔軟かつ機動的に対応する。

⑧ **国別研修（本邦研修）の企画・運営**

JICA 研修員受入制度に基づく国別研修の企画、運営、関係者との調整及び必要に応じた同行を行う。

⑨ **SLM 技術成果の対外発信・連携促進**

SLM に係る技術的成果の対外発信・共有を行う。国際会議（UNFCCC-COP、UNCCD-COP 等におけるサイドイベントを含む）での発表を企画・実施するとともに、他の開発パートナー、民間企業等との情報交換を通じた連携の検討・実施を支援する。

**【SLM 普及支援業務】**

① **普及体制強化の企画・推進**

持続的土地管理（SLM）の普及体制強化に向け、行政と研究機関及び本プロジェクト間の協力協定の締結に係る調整・補助を行うとともに、締結

後のパートナーシップの運営支援及び関係機関間の役割分担の調整を行う。

② 現地における普及研修の企画・実施<sup>4</sup>

プロジェクト対象地域における SLM 普及に資する研修（ToT を含む）の企画・設計及び実施を行い、関係機関の能力強化を促進する。また、他の専門家が実施する技術移転活動についても、計画立案に係る協議及び実施面での支援・調整を行う。なお、研修内容の技術的検討は他専門家の知見を踏まえつつ、チーフアドバイザーの指示及びプロジェクト全体方針との整合を確保の上で行うものとする。その上で、対象者設定、実施方法、関係機関との調整、実施後フォローアップを含む普及支援全体については、現地関係者の主体的な関与を促しつつ、現地関係者と十分に協議・調整の上、本専門家が主担当として企画・推進することを想定する。

③ その他

上記各号に掲げる業務のほか、SLM 普及支援に関連して必要となる情報収集・整理、関係者との協議、その他活動の円滑な実施に資する業務について、状況に応じて柔軟に対応する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	相手国関係機関、チーフアドバイザー及びその他専門家との協働体制の構築方法（不在時の対応含む）	①実施方針・計画の取りまとめ②体制構築・会合運営・実施環境の把握④関係者間の連絡・調整
2	SLM 普及に資する研修（ToT 含む）の企画・実施及び関係機関の能力強化の具体的方法	⑩現地における普及研修の企画・実施

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

<sup>4</sup>SLMの技術・アプローチの技術的検討は主として他専門家が担うことを前提に、関係機関がこれらの成果を継続的に普及展開できるようにする観点から、研修（ToTを含む）をどのように企画・実施し、研修後の実践・普及につなげるかについて、対象者、実施方法、関係機関との役割分担・調整、フォローアップ及び実施上の留意点を含め、具体的な考え方を示すこと。

類似業務経験の分野	複数機関が参画する技術協力プロジェクト等における業務調整及び運営管理に関する業務
語学の種類	英語

※本業務の円滑な遂行には、対象国関係機関との協働が重要であることから、エチオピアにおける業務経験を有する場合は高く評価します。また、日本・相手国双方の研究機関を含む複数機関協働案件（SATREPS 等）における業務調整又は運営管理の経験を有する場合も高く評価します。これら双方の経験を併せ持つ場合は、より高く評価します。

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン <sup>5</sup>	渡航開始より1カ月以内	地球環境部（CC:エチオピア事務所）	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		関係機関	—	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと <sup>6</sup>	国際協力調達部（CC:地球環境部）	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部（CC:地球環境部、エチオピア事務所）	—	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	地球環境部（CC:国際協力調達部、エチオピア事務所）	—	日本語	電子データ

## 6. 業務上の特記事項

<sup>5</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>6</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

## (1) 業務日程／執務環境

### ① 現地業務日程

現地渡航は9月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

### ② 現地での業務体制

(プロジェクト) 本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

(ア) 総括/SLM管理(短期)

(イ) SLM実証(短期)

(ウ) 社会経済分析(短期)

(エ) 研究開発(短期)

(オ) 業務調整/SLM普及支援(長期/本専門家)

※ (ア)～(エ)は別途一括で締結予定の契約に基づき実施する為、構成は変更の可能性があります。

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部自然環境保全グループから配付しますので、gegdn@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・討議議事録(Record of Discussions: R/D)

②本業務に関連する以下の案件の報告書がウェブサイトで公開されています。

・エチオピア国「砂漠化対処に向けた次世代型「持続可能な土地管理(SLM)」フレームワークの開発」事業完了報告書

[https://openjicareport.jica.go.jp/812/812\\_406.html](https://openjicareport.jica.go.jp/812/812_406.html)

・エチオピア国「砂漠化対処に向けた次世代型「持続可能な土地管理(SLM)」フレームワークの開発」実施報告書及び評価報告書(科学技術振興機構ウェブサイト)

[https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2801\\_ethiopia.html](https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2801_ethiopia.html)

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年5月27日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年6月5日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年6月10日15時30～17時
4	評価結果の通知	2026年6月15日まで

## 8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

## 10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。

- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

### （１）業務の実施方針等：

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |

### （２）業務従事者の経験能力等：

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ①類似業務の経験           | 20点 |
| ②語学力               | 10点 |
| ③その他学位、資格等         | 10点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20点 |

（計 100 点）

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

### （１）報酬等単価

#### ① 報酬：

家族帯同の有無	本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
---------	-------------	-------

月額（円/月）	法人	1,415,000	1,652,000
	個人	1,118,000	1,355,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		508,800	532,200

③ 住居費：2,300ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,477,344円／人

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>  
を参照願います。

(3) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：シダマ州農業局（ハワサ市内）における執務スペース提供
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(4) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

#### (5) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA エチオピア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

#### (6) その他留意事項

1) 以下の派遣前（後）業務を委嘱します。

業務内容	業務量（人日）
A 国連砂漠化対処防止条約第 17 回締約国におけるサイドイベントの実施準備および当日の現地でのイベント運営	15 日
B シダマ州農業局、ハワサ大学、シダマ州農業研究所、プロジェクトの覚書締結準備、ベースライン調査の為の TOR、契約書類準備	25 日

2) 業務委嘱期間：2026 年 7 月 1 日～2026 年 8 月 30 日

3) 業務単価（月額） 法人：898,435 円／月  
個人：558,305 円／月

以上

## 案件概要表

### 1. 案件名（国名）

国名：エチオピア

案件名：多主体協働による根拠に基づく持続可能な土地管理（SLM）普及プロジェクト / The Project for Disseminating Evidence-based Sustainable Land Management (SLM) through Multi-stakeholder Partnership

### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における自然環境セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピア国は人口約 1 億 3,550 万人（2025 年、国連人口基金）のうち、約 7 割が農村部に居住し、労働人口の約 6 割が農業に従事している。農業は GDP の約 4 割を占め、国の経済および食料安全保障に直結する基幹産業である。しかし、人口増加に伴う農地の細分化、森林伐採、過放牧の進行により、約 2,700 万ヘクタール（国土の約 4 分の 1）が土地劣化の影響を受けている。特に高地では、年間最大 100 トン/ha の土壌流亡が報告されており、これにより農業部門の GDP に対して 2～3%程度の損失が発生している（世界銀行）。このような状況は、農村の貧困と食料不安を深刻化させている。さらに、気候変動による極端降雨の増加は、水食による土壌流亡を一層深刻化させ得る。

このような課題に対し、エチオピア政府は 2008 年より持続可能な土地管理（SLM）プログラムを通じて各種対策を実施してきたが、定量的な効果検証や農民による自発的な取り組みの促進といった点に課題が残されていた。

このような状況を踏まえ、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）「砂漠化対処に向けた次世代型『持続可能な土地管理（SLM）』フレームワークの開発」（2016 年～2023 年）が実施され、科学的根拠に基づく SLM の技術の開発・実証が行われた。具体的には、13 種類の SLM に関する技術と社会実装のための 4 種類のアプローチを特定し、次世代型 SLM フレームワークを構築した。これにより、実証サイトにおいては土壌侵食量を 66～96%削減し、土地生産性は 48～134%向上し、対象となった女性・若者グループの所得が約 40%増加するなど、効果的な対策を提示するに至った。また、技術普

及に向けたガイドラインを策定した。学術面では 86 編の国際共著論文を発表し、うち 21 編が被引用回数上位 10%に入るなど、国際的にも高く評価されている。

以上の通り、科学的根拠を持つ SLM の技術の開発、実証は相当程度進んできているが、これらを持続的に普及展開していくための行政と現地研究機関の協働を含む体制強化が喫緊の課題となっている。

(2) 自然環境セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対エチオピア連邦民主共和国・国別開発協力方針・事業展開計画」(2022 年 4 月)では、質の高い経済成長促進支援を基本方針(大目標)として、農業・農村開発を重点分野のひとつに掲げており、農業の生産性の基盤となる持続的な自然管理とそれを通じたレジリエンス強化について支援を行っていくこととしている。また、対エチオピア連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー(2025 年 3 月)では、農業振興と同時に、技術協力等を通じ、気候変動・自然災害等の脅威に対応するための持続的な自然資源管理の強化を進める必要があると分析している。

さらに、本事業は、JICA クラスタ事業戦略「自然環境保全」の柱 1「自然環境を守る～自然環境の保全・回復」及び柱 2「自然環境の恩恵を生かす～Nature-based Solutions～」に合致する。

また、AU アジェンダ 2063 の目標 1.7(環境的に持続可能で、気候変動に強靱な経済とコミュニティ)、持続可能な開発(SDGs)のゴール 13(気候変動とその影響への緊急の対処)及び 15(生態系の保護・回復・持続可能な使用の推進、森林管理)に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行: Resilient Landscapes and Livelihoods Project(RLLP)、Climate Action through Landscape Management Program for Results(CALM)を通じて、土地劣化対策と持続可能な土地管理(SLM)の推進を行っている。

ドイツ国際協力公社(GIZ): Protecting Lake Hawassa Partnership(PLH)を通じて、行政、研究機関、民間企業との多主体連携の枠組みを設立。土壌・水保全、廃棄物管理等を通じたハワサ湖流域の管理を行っている。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ハワサ湖流域において、政府と研究機関の協働により持続可

能な土地管理（SLM）に係る知識共創の体制を強化し、科学的根拠に基づく持続可能な土地管理を推進する効果的かつ拡張可能な協働モデルの確立を図り、もってエチオピア国内における同モデルを通じた持続可能な土地管理の拡大・展開に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ハワサ湖流域（シダマ州、オロミア州）※事業関係者の渡航地域は安全対策措置上可能な範囲とする。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ハワサ湖流域の対象サイトのコミュニティ

最終受益者：エチオピア国民

(4) 総事業費（日本側） 約3億円

(5) 事業実施期間

2026年9月～2031年8月を予定（計60カ月）

(6) 事業実施体制

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約80人月）：

② 研修員受け入れ：持続的な土地管理

③ 機材供与：SLMの実証の為にモニタリング機材等

2) エチオピア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

砂漠化対処に向けた次世代型「持続可能な土地管理（SLM）」フレームワークの開発（2017年4月～2023年4月）：同案件で開発したSLMの技術、アプローチを本案件対象地域の社会・自然条件にも適応させ、普及展開していく。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

土地劣化対策は、世界銀行、GIZ等の支援を通じてエチオピアで幅広く実施されている。一方で、科学的根拠に基づく対策の実践と普及が課題となっている。本案件は、先行案件を通じて実証された科学的根拠に基づく技術及びアプローチの普及を図るものであり、他開発協力機関の既存プログラムにおいても活用されるよう調整を行う。また、GIZはハワサ湖流域で

協力を実施しており、同協力を通じて設立された多主体連携の枠組みを、本案件の成果共有の場として活用する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項:

本案件は、気候変動の負の影響による降雨量の変化でおきる土壌侵食や、土地劣化が進み植生がなくなることによって進行する干ばつに対し、強靱で持続可能な土地管理に寄与することから、気候変動適応策に資する。

気候変動に伴う干ばつや集中豪雨による洪水、土壌浸食の進行リスクへの対応として、統合的土地管理を通じた土壌保全、植生回復、気候スマート農業の普及を行うという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものである。

また土壌の侵食・劣化の軽減に繋がることから生物多様性の保全(副次的目的)にも資する可能性がある。

3) ジェンダー分類:

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

調査にてジェンダー分析を行った結果、SLMの効果的・持続的推進には、農業労働力の約半分を占める女性の参画が重要である一方、①農業普及では男性農家が優先され女性への技術情報が届きにくい、②地域や慣行により女性の土地・資源の実効的権利が弱いため、長期的投資のインセンティブが削がれる、③家事・育児負担や移動制約により研修へ参加しにくい、④識字格差により従来型マニュアルが活用しづらい、といった参画阻害要因が確認された。これらにより女性のSLM参画が不十分となり、コミュニティ/流域/国レベルでのSLMの推進に障壁が生じている。それに対し、本事業は、対象グループにおいて女性の参画枠を設定し、開催時間・場所・形式を調整することで参加しやすい環境を整えるとともに、読み書きが十分でない参加者にも理解できる教材の整備等を実施し、SLM研修の参加者(普及員・農家)に占める女性割合を活動の進捗を図る指標として設定し、さらに、プロジェクトが支援するSLM活動の受益者全体に占める女性割合をプロジェクト目標レベルの指標として設定するため。

(10) その他特記事項：特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：本プロジェクトで開発した協働モデルを通じて推進される、根拠に基づく持続可能な土地管理(SLM)の実践が、ハワサ湖流域の他地域及びエチオピア国内の他の流域へも展開される。

指標及び目標値：

1 「協働型 SLM 推進モデル」が、国・地域レベルの SLM 政策またはガイドラインに採用される。

2 モデルに基づく協働的かつ根拠に基づいた SLM 活動が、パイロットサイト外の X 小流域で新規に実施される。

(2) プロジェクト目標：政府、研究機関の協働により、根拠に基づく持続可能な土地管理 (SLM) を推進するための、効果的で拡張性の高いモデルがハワサ湖流域で確立される。

指標及び目標値：

1-1 導入された SLM 技術が、パイロットサイトにおいて土壌侵食を Y%低減することが実証される。

1-2 実証結果 (1-1) を根拠として用い、対象とするマイクロ流域全体における土壌侵食の定量的な削減ポテンシャルが、シミュレーションによって提示される。

2-1 プロジェクトで支援する SLM 活動から便益を受ける住民のうち、[X]%が女性。

2-2 プロジェクトで支援する SLM 活動から便益を受ける住民のうち、[X]%が若者。

3-1 「協働型・根拠に基づく SLM 推進モデル」(マニュアル、政策提言等)が、連邦/地域政府により正式に承認される。

3-2 他流域への適用に向けたスケールアップ計画が、農業省により策定される。

(3) 成果

成果 1：政府と研究機関の間で、証拠に基づいた持続可能な土地管理 (SLM) 手法を開発するための知識の共創能力が強化される

成果 2：政府と研究機関の協働的な能力強化の仕組みを通じて、効果的な SLM の実践が共有・普及される。

成果 3：成果 1 および成果 2 から得られた教訓と優良事例が、他地域への普及

に向けて、拡張可能なモデル（マニュアル、政策提言）として文書化される。

#### 1) 主な活動

活動 1.1 パートナーシップ確立に向けた関係者間の覚書の締結

活動 1.2 ハワサ湖流域でのベースライン調査の実施

活動 1.3 ハワサ湖流域における3つのパイロット（モデル）サイトの選定

活動 1.4 根拠、政策の関連性、効果、効率、社会経済性に基づく普及可能な技術・アプローチの選定（スクリーニング）

活動 1.5 3つのモデルサイトにて、現地および実験室での試験を実施し、1.4で選定したSLM実践の開発・検証・モニタリングを行う

活動 1.6 地域SLMパートナーシップにおいて、効果的な技術・アプローチを検証する

活動 1.7 SATREPSガイドラインの更新（※必要に応じて）

活動 2.1 普及を通じた技術の展開に向け、普及用ツールキットを作成・更新する

活動 2.2 選定されたSLM実践の普及を3つのモデルサイトで実施する

活動 2.3 研究機関と協働し、州農業局が郡（District）事務所に対する技術指導を実施する

活動 2.4 連邦および他地域の研究者・職員を招き、プロジェクト活動による普及の効果をモニタリングする

活動 2.5 プロジェクトサイトにおける統合的ランドスケープ管理のための技術的・制度的枠組みに関する実行可能性調査（フィージビリティスタディ）を実施する

活動 3.1 連邦および他地域の職員向けに、プロジェクトサイトでの経験に基づくトレーナー養成（ToT）を実施する

活動 3.2 連邦レベルにおける根拠に基づくSLM強化のため、教訓と提言を文書化する

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

安全対策措置に従い、邦人関係者による活動は渡航可能地域で行う。またローカル人材による活動についても、渡航先の脅威とリスクを分析の上、合理的な安全対策を講じた上で活動を行う。治安状況により、渡航に必要な安全対策を講じてもリスクの低減が見込まれず、渡航が不可能な場合、代替手段案を持って活動を実施することとする。

### (2) 外部条件

対象地域の治安が不安定化せず、現場活動が実施できる。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

先行案件では、ガリー侵食対策における土地管理および生計向上活動の両面において、住民が主体的に関与する参加型の意思決定プロセスと管理体制が導入された。具体的には、対象地域の選定から対策の計画・実施・評価に至るまで、住民との協議を通じて、放牧制限や舎飼いの導入、囲い込み区域の設置などが進められ、役割分担やベネフィット・シェアリングの規則（bylaws）も住民自身が策定した。これにより、土地の回復とガリー侵食の抑制に成功し、施策の持続性が確保された。また、生計向上活動においては、女性や若者、土地を持たない人々など社会的に不利な立場の住民が対象となり、技術選定、研修、モニタリング、収益管理、経験共有などの各段階で意思決定に参加。定期的な会合（例：月例会議）を通じて、貯蓄管理や課題共有、教訓交換が行われ、活動の透明性と継続性が高められた。その結果、乳牛飼育や養鶏などの活動により、参加者の年収が 30%以上向上するなど、生計改善と社会的包摂の両立が実現された。これらの成果は、住民が意思決定に関与することで施策の受容性・遵守性・持続性が高まることを示しており、本案件においても、コミュニティの参加型アプローチを継続・強化することが望ましい。

また、先行案件実施期間中は COVID-19、治安等により、対象州への日本人の渡航が制限されることが度々あった。そのような状況においても、現地協力者を通じた活動の継続により限られた条件で、円滑な活動の実施が可能となった。本案件においては、比較的治安の安定しているハワサ湖流域を事業対象地域として選定しているが、可能な限り、現地ネットワークを活用した活動を行うことにより、万が一治安が悪化した際も、安全対策措置を遵守しつつ、可能な限り範囲で効果的な活動を行えるように備えておくことが重要である。

## 7. 評価結果

本事業は、エチオピアの開発課題・開発計画並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、政府と研究機関の間で、根拠に基づく持続的土地管理（SLM）の協働システムの強化を図り、もって「根拠に基づく持続的土地管理（SLM）の普及を通じた、農村部の脆弱な人々の生計が改善に寄与するものであり、SDGs ゴール 13（気候変動とその影響への緊急の対処）及び 15（生態系の保護・回復・持続可能な使用の推進、森林管理）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内      ベースライン調査  
事業終了時                  完了時評価

以上